

## 清水町建設関連業務委託最低制限価格制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、清水町が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合の、最低制限価格制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象となる建設関連業務は、予定価格が100万円以上の建設関連業務とする。ただし、予定価格が100万円未満の建設関連業務であっても町長が特に必要と定める場合は、対象とすることができる。

### (最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に定める業務ごとに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8を乗じて得た額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

#### (1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

#### (2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

3 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

4 特別な業務等で、第2項の規定により難しいものについては、同項に定める算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の6（地質調査にあつては3分の2）から10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

（対象業者への周知）

第4条 町長は、本制度の円滑な運用を図るため、入札公告等の際に、令第167条の10第2項の適用があることを明示するものとする。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、

当該入札をした者を落札しないものとし、当該入札に対して令第167条の10第2項の規定により落札者としめない旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 町長は、前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。